

平成 29 年 第 12 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 29 年 12 月 13 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 16 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	欠			

5. 議事録署名委員の指名

12 番 工藤 妙子 14 番 安藤 哲生

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史 主幹兼係長 藤田 鉄也
係 員 佐藤 和代 川原 一仁

7. 議事日程

- (1) 議案第 83 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 84 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 85 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (4) 議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 87 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 88 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 89 号 現況証明 (非農地証明) について
- (8) 議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定について
- (9) 議案第 91 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について
- (10) 議案第 92 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。

師走に入りまして、みなさん何かと慌ただしい日が続いていることと思います。その中に多くの方にご出席をいただきまして感謝申し上げます。12月ということで、この一年間振り返りますと5月の朝地町綿田の地すべり、また7月の北部九州豪雨と9月の台風18号の被害と大きな災害が起こったわけでございます。県内では約77億6千万円の農業被害が出ておりまして、ほとんど9割方が農地、農業用施設に関する被害でした。市内においては約19億円の農業被害が出ております。こうした中で非常に雨が多かった年かなという印象があります。米につきましても非常に良くない。日照不足それに伴い病害の発生と、収穫時の長雨での収穫の遅れといったことで非常に品質が良くないと言われております。主食が10万3千7百トン、前年から見ると7千3百トンほどの減となっております。また反収にしても478キロの前年から11キロ減となっていて、品質的にはやや不良と豊後大野市は見ている訳ですが、農政局は量101パーセントという数字があがっている訳でどういうことかわかりません。そういうことにおきましてもとにかく査定を今年中に早く終わらせて復旧と。来年の植付けまでには復旧と言われておりますけど、どうしてもそういう時期に間に合わないのではないかと思います。とにかく業者自体が追いつかないのではと言われております。早い復旧を願うところです。

本年最後の定例会でございます。本日も多くの案件があがっています、皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成29年第12回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後1時32分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

12番 工藤妙子 委員、14番 安藤哲生 委員に申し上げます。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成29年第11回定例総会から本日の平成29年第12回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた4点について、会長報告として3ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、委員会報告ですが本日は農地委員会から報告があるようでございます。農地委員会の神志那静清委員長よろしく申し上げます。

11 番委員 農地委員長の神志那です。平成29年11月15日に開催しました第1回農地委員会の結果について報告いたします。

今回、農地委員会で協議された内容は、まず1点目が「賃借料情報の決定について」であります。

賃借料情報につきましては、平成21年12月の農地法改正により標準小作料が廃止され、農地法第52条において、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっております。算定につきましては、平成28年の1月から12月までに、利用権にて契約を結ばれた賃借料を基に計算していますので、金額は昨年と比べ若干変動がございます。

後ほど、議案92号にて審議を頂きたいのでよろしく申し上げます。

2点目は「下限面積の見直しについて」であります。豊後大野市農業委員会では、現在、下限面積を40アールに設定しておりますが、下限面積の設定、変更については、毎年その必要性を検討することが義務付けられているため、今回農地委員会で検討した結果、判断基準である農林業センサスの数値に変動はなく、また、平成28年度の利用状況調査でも遊休農地が相当程度存在するとまではいえず、効率的で安定的な農業経営が継続して行われる面積は、現行どおりの40アールと決定しました。

また、空き家に付随した農地についても引き続き1アールと決定しています。

詳細については、定例総会終了後の委員協議会で事務局より説明がありますので、協議のほど、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議長 続いて、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、議案第 83 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、を議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 83 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成 29 年 12 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。
それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。12 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、当該地は、ソフトバンク株式会社から携帯電話の通信エリア拡大と通話状態の向上を図るため、無線基地局新設の申し出があったので、用地提供するため除外をお願いするための申請であります。許可基準は、農地法施行規則第 32 条「農地の転用の制限の例外」第 1 項第 16 号が適用されます。よって、地区審査会の意見としましては、農地転用の許可は不要であるという事になりました。

次に番号 2 番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、当該地は、平成 28 年に相続で取得したが、県外在住で管理が困難となっている。以前から農機具置き場として利用していたが、今後は隣接する宅地の所有者が取得し、ツツジ 20 本植栽して庭として管理したいとの意向で、除外の申請を行ったものです。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地となります。許可基準は、第 2-1-(1)-カ-(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため」に該当します。農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第 2 種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 83 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。
議案第 83 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、意見を求められております。
審査報告は、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 83 号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。
- 議長 次に、議案第 84 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 85 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。
- 農業振興課 農業振興課の羽田野です。別冊議案第 84 号をお開きください。議案第 84 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 29 年 12 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成 29 年 12 月 14 日公告予定分を朗読）以上です。
引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。別冊議案第 85 号をお開きください。議案第 85 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成 29 年 12 月 13 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読) 以上です。
- 議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。
この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 84 号について、これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません] の声あり
- 議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 84 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 事務局 挙手全員です。
- 議長 挙手全員により、議案第 84 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。
- 議長 次に、議案第 85 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません] の声あり
- 議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案

第 85 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 85 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後 1 時 58 分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午後 1 時 59 分)

議長 次に議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。

「議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 17 番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17 番委員 三重の神田喜生です。

12 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、貸人●●●●●さんから借人●●●●●さんへの使用貸借による貸借権設定であります。貸人は高齢のため、農作業が厳しくなっていました。借人は、かねてより無農薬栽培の自給自足に関心を持っており、2 年前より申請地で野菜や稲作等の農作業を手伝っていました。今回、使用貸借で話がまとまり申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、43 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は県外在住で、相続により農地を取得しました。譲受人は空き家バンクを利用し、購入した玉田字中園 390 番地(宅地:466.11㎡)の住居と併せて付随した指定農地である申請地を有効活用したいと考え、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、2 アールとなり下限面積の 1 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 86 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につ

いてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 86 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 86 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 86 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 87 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 87 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 8 番 小野伊八郎 委員をお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。

12 月 5 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。

申請地は、申請者の祖父が昭和 41 年 8 月頃に申請地に隣接する 3017 番に住宅を建築する際、住宅までの進入路がなく、また宅地に十分な面積がなかったこともあり、申請地を進入路及び宅地の拡張用地として整備しました。その後、申請地の一部にかかる既設の畜舎を昭和 55 年 10 月頃に改築し現在まで農業用倉庫として利用しており、また、同じく申請地の一部にかかる既設農業用倉庫を平成 19 年 4 月頃に改築し、孫世帯の居宅として利用してきました。今回土地の整理を行う際に無断転用であることが分かったため、是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 87 号の番号 1 番の案件について、これより

質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 87 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 87 号農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 88 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 88 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番の 1 案件について審査会の報告を求めます。

番号 1 番の案件を 2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2 番委員 三重の後藤 綾子です。

12 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、市外の職場官舎で妻と子供 2 名の家族 4 名で生活していますが、官舎取り壊しが決まったため、故郷である豊後大野市での家の新築を計画しました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、必要面積分筆後に申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 88 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 88 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第 88 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 88 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 89 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 89 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の案件を 2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2 番委員 三重の後藤綾子です。
12 月 5 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。
申請地は、農地法第 4 条許可を得て転用を行った土地で、現況は許可どおりに農業施設用地（蚕室）として事業完了後、取り壊してありますが、許可書を紛失し地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。
以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番及び番号 3 番の 2 案件を 3 番 田島 茂 委員にお願いいたします。

3 番委員 3 番の田島 茂です。それでは報告致します。
12 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 2 番の案件については、申請者●●●●さんの現況証明願いについてであります。
申請地は、農地法第 5 条許可を得て転用を行った土地で、現況はブロック置場となっておりますが、許可書を紛失し、地目変更できないため申請したものです。
判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。
地区審査会の意見としましては、証明して問題ない、となりました。
次に番号 3 番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであり

ます。申請地は、山林が近く獣害が多かったことから、耕作を断念。周辺も山林原野化したため、10年以上耕作されておらず、今後も耕作再開の見込みはありません。

判断基準は、山林の様相を程しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

周囲への影響については、申請地は元々条件の悪い農地であり、隣接する農地や農道への影響もありません。

地区審査会の意見としましては、非農地証明して問題ない、となりました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 89 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 89 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。
これから採決します。議案第 89 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 89 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。
それでは、議案第 90 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 90 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

- 議長 挙手全員により、議案第 90 号 空き家に付随した農地の指定については、原案のとおり決定されました。
- 議長 次に、議案第 91 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。
「議案第 91 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません] の声多数
- 議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。
それでは、番号 1 番の案件を、1 番 麻生祐三子委員と 23 番 宮成敏彦委員に、番号 2 番の案件を、10 番 矢野源平 委員と 30 番 志賀義和 委員にお願いします。
なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしく願いいたします。
- 議長 次に、議案第 92 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています別冊議案書の 1 ページをご覧ください。
「議案第 92 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定について」
(議案書のとおり朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、先ほど、農地委員長から報告がありましたように、農地委員会で検討した結果を取りまとめたものでございます。
それでは、議案第 92 号について、これより質疑を許可します。
- 4 番委員 4 番清田でございます。本件については決定事項ではなくて、ある程度の指針を出したということと解釈して良いのでしょうか。例えば 10 年…、初歩的な質問ですが、永久契約、10 年契約、5 年契約の場合、単年ごとに変動するのでその都度、出し手と借り手が相互に協議をして賃借料を決定するということでしょうか、それとも中間管理機構がしっかりした対応、決定をするのでしょうか。その 2 点を。
- 事務局 今回、出ささせていただいたのは、利用権設定で、いついついくらといった形でそれぞれ契約を結んでいただいた分を平均して出した数値になっております。ですから当然、年数

と云ったら悪いですが、いくらと云ったふうなかたちで契約を結ぶのを当初契約した金額で計算していますから、その分をお願いしたいと思っております。

4 番委員 4 番清田でございます。耕作者が激減するなか、我々の使命としては認定農業者をはじめとする担い手に農地を集積しなければならないという使命があるんですが、これを見ますと田より畑がかなり高額で提示をしている。最低額については、畑はかなり安くなっているんですけど。どうでしょうか、我々は決定権は無いんですけど、市の方も決定権は無いと思います。ただし、これから新規就農者、担い手を育成していくためにも安価で借り手の方に紹介していくという、これは市議会、市政の方にもお願いをしたいんですけどね。そのところは我々も強く意見の具申をしていく、いかなければ、いよいよ豊後大野市の農業の衰退、激減、さらに最後には耕作放棄地だらけになるという危惧があるわけです。そのことだけは一言申し上げておきますので、今後何かの機会があれば、農業委員会の事務方の方で行政内部での協議会、会議等の場があればこう言った意見もあったと答申をしていただきたいと思います。

事務局 すみません、清田委員からご発言がありました。先ほど説明がありました数字は、あくまで年間の平均の数字ということです。よく農業委員会の事務局に小作料はいくらかなあ、など問い合わせの電話がありますが、一応、年間の平均はいくらですがと説明はしますが、あくまでも相対で金額を決めてくださいと、土地の条件はそれぞれ違いますので、あくまでも相対で決めてくださいと言っています。ただ農地法で、法律で金額を決定しなければいけませんので、ご理解をお願いします。

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 92 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、平成 29 年第 12 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 16 分)

議事録署名委員 12 番委員 上藤 妙子

” 14 番委員 安藤 哲生